

千葉県債権管理条例の制定について

千葉県債権管理条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県債権管理条例

(目的)

第一条 この条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。）をいう。

二 非強制徴収債権 県の債権のうち、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権以外のものをいう。

(法令等との関係)

第三条 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(知事等の責務)

第四条 知事及び地方公営企業の管理者（以下「知事等」という。）は、法令及び条例の定めるところにより、県の債権を適正に管理し、これに係る収入を厳正に確保しなければならない。

(体制の整備)

第五条 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、その管理の適正化を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(管理の原則)

第六条 県の債権の管理に関する事務は、当該県の債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(督促等)

第七条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、その督促、滞納処分、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

(滞納処分の執行の停止等)

第八条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、必要に応じて、その滞納処分の執行の停止、徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該県の債権に係る債務の免除をするものとする。

(放棄)

第九条 知事等は、非強制徴収債権について次の各号(時効による消滅について時効の援用を要しないものにあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

一 消滅時効が完成したとき(債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く)。

二 債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権(地方自治法第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を含む。)及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

三 法人である債務者について、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六条第一項又は第二十七条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。

四 破産法第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

五 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十一条の五の規定による措置をとった日から三年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。

2 知事等が前項の規定による放棄をしたときは、知事は、速やかにこれを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年千葉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「降給に」を「降給（同条例第二十三条第四項、千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）第十七条又は千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第二十一条の規定により定める当該降給に相当するものを含む。以下同じ。）」に、「降給と」を「降給（同条例第二十三条第四項、千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）第十七条又は千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第二十一条の規定により定める当該降給に相当するものを含む。以下同じ。）と」に改める。

附則第三項中「同項の規定の適用」を「当該降給の処分」に、「同項の規定に」を「当該降給に」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第五十一号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の二下欄中「夷隅郡大多喜町」の下に「及び御宿町」を加え、同表第六十号上欄ル中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「、第五十八条第二項」を加え、同欄ヲ中「第四十条第一項第三号」の下に「、第五十二条第六項第三号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月十日から施行する。ただし、別表第六十号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に当該法令の規定により知事に対してなされなければならぬ提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては夷隅郡御宿町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づくものの項介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の目中「千八百円」を「千四百円」に改め、同表知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付等に関する事務の項の摘要中「に基づき」を「（以下「豚熱に関する防疫指針」という。）に基づき」に改め、同項の次に次のように加える。

登録飼養衛生管理者による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付	登録飼養衛生管理者への豚熱予防液交付手数料	豚等の所有者からの依頼に基づく登録飼養衛生管理者への豚熱予防液の交付	一頭分につき	五十円
（摘要）				
登録飼養衛生管理者とは、豚熱に関する防疫指針に基づき知事が登録した家畜伝染病予防法第十二条の三の二第一項に規定する飼養衛生管理者をいう。				

別表第一宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）に基づくものの項中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。）」に改め、同項宅地造成工事許可申請手数料の目中「第八条第一項」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「旧法」という。）第八条第一項」に改め、同項宅地造成工事計画変更許可申請手数料の目中「第十二条第一項」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項」に改め、同表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項特殊建築物等敷地許可申請手数料の目の次に次のように加える。

建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	一件につき	二万七千円
--------------------	--	-------	-------

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項建築物の高さの特例認定申請手数料の目の次に次のように加える。

建築物の高さの特例許可申請手数料	第五十五条第三項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	一件につき	十六万円
------------------	--	-------	------

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項建築物の高さの許可申請手数料の目中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に、「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同項高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の目の次に次のように加える。

高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	第五十八条第二項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	一件につき	十六万円
--------------------------	--	-------	------

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料の目及び広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料の目中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同項一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料の目中「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は増築等認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の建築の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同項一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料の目中「一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の」を「公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率の」に、「よる一敷地内認定建築物以外の」を「よる」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同項一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料の目を次のように改める。

公告許可対象区域内における	第八十六条の二第三項	建築物（新築又は増築）	一件につき	二十一万円
---------------	------------	-------------	-------	-------

る建築物の新築又は増築等許可申請手数料	の規定による建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	等に係る建築物に限る。以下この目において同じ。） の数が一である場合	建築物の数が二以上である場合	一件につき	二十一万円を一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
---------------------	-------------------------------	---------------------------------------	----------------	-------	-------------------------------------

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項駐車監視員資格者証再交付手数料の目の次に次のように加える。

特定自動運行許可申請手数料	第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可の申請に対する審査	一件につき	七万九千二百円
特定自動運行計画変更許可申請手数料	第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	一件につき	七万八千五百円

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に基づくものの項の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

議案第五十三号

千葉県精神保健福祉センター設置管理条例及び千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県精神保健福祉センター設置管理条例及び千葉県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県精神保健福祉センター設置管理条例及び千葉県行政組織条例の一部を改正する条例

(千葉県精神保健福祉センター設置管理条例の一部改正)

第一条 千葉県精神保健福祉センター設置管理条例(昭和四十五年千葉県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「千葉市中央区仁戸名町六百六十六番地の二」を「千葉市美浜区豊砂六番一」に改める。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

第二条 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第二項第三号から第六号まで」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第二項第三号から第六号までに掲げる事務

二 精神科救急医療の確保に関する事務

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第八十二条第一項第五号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「同条第二項」を「第十三条及び第十四条第二項」に改める。

第七条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が

図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならぬ。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができるとし、児童の所在を確認しなければならぬ。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第十条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第十三条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条の二の見出しを削り、同条第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓

練を定期的に実施するよう」に改める。

第八十二条に次の一項を加える。

10 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十八条に次の一項を加える。

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第四条中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「(以下この条において「保健師等」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第三条 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「平成二十年文部科学省告示第二十六号」を「平成二十九年文部科学省告示第六十二号」に改める。

附則第三項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第六項の表に次のように加える。

前項	別表職員資格の項基準の欄第一号の規定	保健師等
	により置かなければならない保育士の資格を有する者	

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 別表職員資格の項基準の欄第一号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「保健師等」という。)をもって代えることができる。

る。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表職員資格の項基準の欄第一号中「第十二条の四第五項」を「第十二条の五第五項」に改め、同表教育及び保育の内容の項基準の欄第一号中「平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号」を「平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号」に、「平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号」を「平成二十九年厚生労働省告示第四百十七号」に改め、同表管理運営等の項基準の欄中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 子どももの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行くときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

八 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第七条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保

連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十九条中「、第四十七条」を削る。

第六十三条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第七十三条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

第八十一条の九及び第八十九条中「第三十九条の二」の下に「、第四十一条の二、第四十一条の三第一項」を加える。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第三十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の指定福祉型障害児入所施設における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第三十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「から第十三条まで」を「第十二条」に改め、同項の表第十三条の項を削り、同表第五十条の項中「園長」を「就学前保育等推進法第十四条第一項に規定する園長」に改める。

第七条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十二条」を「から第十三条まで」に改め、同項の表第十二条の項の次に次のように加える。

第十三条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満二歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
------	--------------	-------------------------------------

第十四条第一項の表第二十一条第一項の項中「(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同表第二項中「同条本文」を「同条第一項」に、「同条ただし書」を「同条第二項本文」に改め、「便所」の下に「」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」を加える。

附則第八条中「前二条」を「前三条」に、「又は知事」を「知事」に、「をもつて」を「又は保健師等をもつて」に、「並びに知事」を「知事」に、「の総数」を「並びに保健師等の総数」に改め、同条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

第八条 第六条第三項の表の備考の一の規定に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下

「保健師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって同表の備考の一の規定に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該保健師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第三条中認定こども園の認定の要件を定める条例第三条第一項並びに別表職員資格の項及び教育及び保育の内容の項の改正規定、第四条中児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条第二項、第七条第二項、第四十七条、第五十九条及び第七十三条第二項の改正規定、第五条中児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十四条の改正規定並びに第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)、第七条の三(保育所に係るものを除く。以下この項において同じ。)、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)、第四十一条の二(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第五条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)、第三十八条の二(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、の規定の適用については、新設備運営基準条例第七条の三第一項、新指定通所支援基準条例第四十一条の二第一項及び新指定入所施設基準条例第三十八条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第七条の三第二項、新指定通所支援基準条例第四十一条の二第二項及び新指定入所施設基準条例第三十八条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第七条の三第三項及び

新指定通所支援基準条例第四十一条の二第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 新設備運営基準条例第七条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第三条の規定による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表管理運営等の項基準の欄第八号の規定の適用については、認定こども園において同号に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

5 新指定通所支援基準条例第四十一条の三第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者等において同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

議案第五十五号

千葉県情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県情報公開条例の一部を改正する条例

千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関の職員が職務上作成した同条第二項に規定する電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの（改正前の条例第二条第二項第三号に掲げるものに限る。）は、改正後の条例第二条第二項に規定する行政文書には含まないものとする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三項」を「第四項」に改める。

別表第一第八号中「支援金」の下に「(以下「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」という。)」を加え、同号を同表第九号とし、同表第七号中「高等学校(」を「公立高等学校及び直し支援金(」に改め、「に限る。)」を削り、「いう。)」の下に「をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同表第八号とし、同表中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同表第四号中「高等学校等(」を「私立高等学校等及び直し支援金(」に改め、「に限る。)」を削り、「いう。)」の下に「をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同表第五号とし、同表第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次の一号を加える。

一 知事

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保

護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第三条第三項）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護事務」という。）であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
二 知事	生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 私立高等学校等及び直し支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であつて規則で定めるもの
三 知事	私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金

	<p>四 知事</p> <p>私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
	<p>五 知事</p> <p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限り。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第三（第五条第一項）

<p>情報照会機関</p>	<p>一 知事</p>	<p>事務</p> <p>生活保護事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>情報提供機関</p> <p>教育委員会</p>	<p>特定個人情報</p> <p>特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて規則で定めるもの</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>公立高等学校学び直し支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する情報で</p>
---------------	-------------	-------------------------------------	----------------------------	--

	<p>二 知事</p>		<p>あつて規則で定めるもの</p>
	<p>外国人生活保護事務であつて規則で定めるもの</p>		<p>あつて規則で定めるもの</p>
		<p>教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて規則で定めるもの</p>
			<p>公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報（法第十九条第八号の規定により</p>	<p>あつて規則で定めるもの</p>	<p>公立高等学校及び直し支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>あつて規則で定めるもの</p>	<p>あつて規則で定めるもの</p>	<p>あつて規則で定めるもの</p>

三 教育委員 会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて規則で定めるもの	知事	都道府県教育委員会から提供を受けることができるものに限る。）であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
四 教育委員 会	国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
五 教育委員 会	公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
六 教育委員 会	公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
七 教育委員 会	法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限る。）であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

（住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四
年千葉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第三条第二号中「別表第一第五号から第八号」を「別表第一第六号から第九号」に改
める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和五十三年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び造形学部」を削り、同条第二項の表を次のように改める。

区分	学部及び専攻科										修業年限	定員 (一学年)
	健康・生活		健康・生活		健康・生活		健康・生活		地域活動専攻科			
千葉県生涯大学校 京葉学園	健康・生活		健康・生活		健康・生活		健康・生活		地域活動専攻科		二年	一四〇名
	地域ささえあいコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	二年	七〇名
千葉県生涯大学校 東葛飾学園	健康・生活		健康・生活		健康・生活		健康・生活		地域活動専攻科		二年	九〇名
	地域ささえあいコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	二年	五〇名
千葉県生涯大学校 東総学園	健康・生活		健康・生活		健康・生活		健康・生活		地域活動専攻科		二年	五〇名
	地域ささえあいコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	二年	七〇名
千葉県生涯大学校 外房学園	健康・生活		健康・生活		健康・生活		健康・生活		地域活動専攻科		二年	二五名
	地域ささえあいコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	二年	一〇〇名
千葉県生涯大学校 南房学園	健康・生活		健康・生活		健康・生活		健康・生活		地域活動専攻科		二年	三五名
	地域ささえあいコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	千葉ふるさとづくりコース	二年	五〇名

別表授業料の項を次のように改める。

		陶芸ボランティアコース		二年	二五名
別表授業料					
地域活動専攻科	部	健康・	地域ささえあいコース	一年につき	一万六千四百円以内
		生活学	千葉ふるさとづくりコース	一年につき	一万六千四百円以内
			ふるさとささえあいコース	一年につき	一万六千四百円以内
			園芸まちづくりコース	一年につき	二万三千三百円以内
			陶芸ボランティアコース	一年につき	二万三千三百円以内
				一年につき	一万六千四百円以内

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き生涯大学校の健康・生活学部 に在学している者に係る当該学部の定員及び授業料については、改正後の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第二項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第一項の規定により置かれた造形学部は、令和六年三月三十一日において当該学部 に在学している者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学部の授業料については、なお従前の例による。

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「第十条第二号及び」を削る。

第五条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「都道府県」の下に「、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区（以下「他の都道府県等」という。）」を加え、「免許」を「免許等」に改める。

第七条第二号中「他の都道府県」を「他の都道府県等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第八条の規定により免許の取消しを受けた後、二年を経過しない者
第八条第六号中「他の都道府県」を「他の都道府県等」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にふぐの取扱い等に関する条例第二条第二号に規定するふぐ処理師が改正後の同条例第八条第六号に規定する免許等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区において受けたものに限る。）を同号に規定する事由により取り消されたときに係る同号の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第五十九号

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例（平成十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、二七九人」を「一一、二三八人」に改め、同条第二号中「二五、七六八人」を「二五、九七七人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
(平成二十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「従って歩行者」の下に「及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道
路を通行しているものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第六十一号

千葉県工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県工業用水道条例の一部を改正する条例

千葉県工業用水道条例（昭和四十二年千葉県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表五井姉崎地区工業用水道の項中「十七円五十銭」を「二十円」に、「三十五円」を「四十円」に改め、同表千葉地区工業用水道の項中「二十五円」を「三十円」に、「五十円」を「六十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の千葉県工業用水道条例第二十四条の規定は、令和五年四月一日以後に使用する工業用水に係る料金から適用する。ただし、同条の表五井姉崎地区工業用水道の項超過料金（超過使用水量一立方メートル当たり）の欄及び千葉地区工業用水道の項超過料金（超過使用水量一立方メートル当たり）の欄の規定は、同日から同月三十日までの間において県が工業用水に係る料金の支払を受ける権利が確定した時後に使用する工業用水に係る料金から適用する。

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表千葉県救急医療センターの項を次のように改める。

千葉県 総合救 急災害 医療セ ンター	千葉市 美浜区 豊砂六 番一	一 救命救急医療及び精神 障害に関する救急医療の 提供 二 救急医療又は精神障害 に関する医療技術者の研 修その他救急医療及び精 神科医療に必要な業務	内科 精神科 循環器 科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 麻酔 科	一五〇床
---------------------------------	-------------------------	---	---	------

第二条第二項の表千葉県精神科医療センターの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、管理規程で定める日から施行する。
（職員の定年等に関する条例の一部改正）
- 2 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第三条第三号を次のように改める。
三 千葉県総合救急災害医療センター
第三条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

議案第六十三号

千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について

千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第二十二号）に基づくものの項を削り、同表千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十八号）に基づくものの項中

訴訟等関係診断書

を

訴訟、保険又は年金に係る診断書その他記載内容の複雑な診断書（以下「訴訟等関係診断書」という。）

に改める。

議案第六十四号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉県行政組織条例の一部改正)

第一条 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第二十条第一項及び第二十二條」を「第二十三条第一項及び第二十五条」に改める。

(旅館業法施行条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

一 旅館業法施行条例(昭和三十三年千葉県条例第七号)第二条第一項第二号

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年千葉県条例第三十一号)第十三条第三号

三 千葉県暴力団排除条例(平成二十三年千葉県条例第四号)第十九条第一項第六号

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。